

各 位

会 社 名 美濃窯業株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 太田 滋俊
 コード番号 5356
 上 場 取 引 所 名証第二部
 問 合 せ 先 執行役員 管理部門担当
 兼 総務人事部長 長谷川 郁夫
 TEL (052) 551-9221

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 154 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、インターネットの普及を考慮して公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を中部経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりました。これに伴い、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役として、適切な人材の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項に基づき、当社と取締役及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- なお、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定については、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更、会社法にあわせた一部表現の変更及び不要となった規定の削除などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、 <u>名古屋市で発行される中部経済新聞に掲載する方法とする。</u>	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

第4章 取締役および取締役会

(補欠選挙)

第23条 取締役に欠員を生じたときは、臨時株主総会を招集して補欠選挙を行う。ただし、法定の員数を欠かず、かつ現任者で業務執行上差支えのないときは補欠選挙を延期し、またはこれを行わないことがある。

第24条～第30条 (省略)

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新設)

第42条～第47条 (省略)

第4章 取締役および取締役会

(削除)

第23条～第29条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役との間の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であることを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役との間の責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第43条～第48条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以 上